

# 新型コロナウイルス感染症に関する事業者の対応方法

※令和3年10月1日現在の社会保険関係の主な支援策です。  
内容が変更されていることもありますのでご注意ください。

## 労働者などが新型コロナウイルスに感染した場合の対応

＜業務外にて感染した場合＞		＜業務外にて感染した場合＞		＜業務上にて感染した場合＞	
給付金	・国民健康保険(傷病手当金)	給付金	・健康保険(傷病手当金)	給付金	・労働者災害補償保険(休業補償給付)
対象者	労働者(国民健康保険の加入者) ※個人事業主の方は対象外	対象者	役員・労働者(健康保険被保険者) ※役員は業務上・外問わず (人数規模要件あり・労災特別加入者以外の者)	対象者	役員・個人事業主・一人親方(労災特別加入者に限る)・労働者
感染または感染が疑われる場合を含めて会社等を休んだことで、その間の給与等が支払われなかった場合に傷病手当金を支給。		感染または感染が疑われる場合を含めて会社等を休んだことで、その間の給与等が支払われなかった場合に傷病手当金を支給。		業務上起因して感染したものであると認められる場合には、労災保険給付の対象。	
問合せ先	美濃市役所高齢福祉保険課、各国保組合 電話:0575-33-1122(美濃市役所)	問合せ先	協会けんぽ岐阜支部、各健康保険組合 電話:058-255-5155(協会けんぽ岐阜支部)	問合せ先	関労働基準監督署 電話:0575-22-3251

## 労働者が新型コロナウイルスに感染した疑い(濃厚接触者含む)、子供が感染した場合等の対応

＜感染が疑われる労働者(濃厚接触者含む)を休業させる場合＞		＜発熱などの症状がある労働者が自主休業する場合＞		＜小学校休業等で子供の世話のため会社を休む場合＞	
対応策	感染が疑われる方への対応は、かかりつけ医等の医療機関や受診・相談センターに電話で相談してください。 受診・相談センターなどのご相談の結果を踏まえても、職務の継続が可能である方については、会社側の自主的判断で休業させる場合には、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。 ⇒雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の対象になります。なお、感染していた場合は、被用者保険制度の傷病手当金の対象となります。	対応策	新型コロナウイルスに感染したかどうか分からない時点で、発熱などの症状があるため労働者が自主的に休まれる場合は、通常の病欠と同様に取扱いいただき、病欠休暇制度や年次有給休暇制度を活用してください。(年次有給休暇は会社側が一時的に取得させることはできません。) 一方、発熱などの症状があることのみをもって一律に労働者に休んでいただく措置をとる場合のように、会社側の自主的判断で休業させる場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」に当てはまり、休業手当を支払う必要があります。 ⇒雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金の対象になります。	助成金	・小学校休業等対応助成金 <b>制度再開!</b>
対象者	①臨時休業などをした小学校など(保育所等を含む)に通う子供の保護者 ②新型コロナウイルスに感染した子供など、小学校などを休む必要がある子供の保護者	問合せ先	関保健所(受診・相談センター) 電話:0575-33-4011(内線360)	問合せ先	岐阜労働局雇用環境・均等室 電話:058-245-1550 小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター 電話:0120-60-3999
問合せ先	関保健所(受診・相談センター) 電話:0575-33-4011(内線360)	令和3年8月1日から12月31日までの間に子供の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給休暇を取得(労働基準法上の年次有給休暇を除く)させた事業主を支援。その他、個人(委託を受けて個人で仕事をする方)で仕事をする保護者を支援。【小学校休業等対応支援金】			

## 新型コロナウイルスの影響で労働者を休業等させた際の対応

＜会社都合で労働者を休業させ休業手当を支払った場合＞		＜会社都合で労働者を休業させたが休業手当を支払わない場合＞		＜当該労働者を出向させた・受け入れた場合＞	
助成金	・雇用調整助成金(雇用保険被保険者) ・緊急雇用安定助成金(パート、アルバイト等)	給付金	・新型コロナウイルス感染症対応支援金・給付金	助成金	・産業雇用安定助成金
対象者	労働者(正社員、パート、アルバイト) ※役員・事業主は対象外	対象者	労働者(正社員、パート、アルバイト) ※役員・事業主は対象外	対象者	労働者(正社員、パート、アルバイト) ※役員・事業主は対象外
労働者を休業させ休業手当を支払った場合、休業手当等の一部、または全額を助成。※出向元事業主の助成もあり。		休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった労働者に対し支給。		出向元事業主及び出向先事業主に対して、出向労働者の期間中の賃金及び諸経費の一部を助成。	
問合せ先	ハローワーク関 電話:0575-22-3223 岐阜労働局助成金センター 電話:058-263-5650	問合せ先	新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金コールセンター 電話:0120-221-276	問合せ先	ハローワーク関 電話:0575-22-3223 岐阜労働局助成金センター 電話:058-263-5650

## 新型コロナウイルスに対応した仕事と家庭の両立支援に取り組む事業者への助成金

＜妊娠中の女性労働者のために有給休暇制度を導入した場合＞		＜介護のための有給休暇制度を導入した場合＞		＜小学校休業等に対応する特別休暇制度を導入した場合＞	
助成金	・両立支援等助成金 ・新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース	助成金	・両立支援等助成金 ・介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例)	助成金	・両立支援等助成金 ・育児休業等支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例) ※令和3年9月30日までに取得した休暇が対象
対象者	妊娠中の女性労働者(雇用保険被保険者に限る)	対象者	介護サービスを利用できなくなった労働者など	対象者	小学校等の休業で休まざるを得ない労働者
母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度を整備した事業者を支援。		新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した事業者を支援。		新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た場合に支援。	
問合せ先	岐阜労働局雇用環境・均等室 電話:058-245-1550	問合せ先	岐阜労働局雇用環境・均等室 電話:058-245-1550	問合せ先	岐阜労働局雇用環境・均等室 電話:058-245-1550